

議案第51号

令和4年度宝塚市病院事業会計補正予算第1号

資料2 看護職員等処遇改善事業について

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く看護職員の収入を引き上げる。
- 2 実施主体 都道府県
- 3 対象医療機関 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関であって、次のいずれかの要件を満たす医療機関
 - (1) 救急医療管理加算を算定する救急搬送が200件以上である医療機関
 - (2) 三次救急を担う医療機関
- 4 処遇改善の対象者
 - (1) 対象医療機関に勤務する看護職員(看護師、准看護師、助産師等)
 - (2) 対象医療機関の実情に応じて、対象医療機関で勤務する看護補助者、理学療法士、作業療法士等のコメディカルである職員についても、本事業の対象者に加えることができる。
- 5 事業内容 令和4年2月から9月までの間、対象看護職員等に対し給与改善を行う対象医療機関に対して、当該給与改善を行うために必要な費用を補助する(補助率は10/10)。
- 6 賃金改善の要件
 - (1) 令和4年2月・3月分(令和3年度中)から給与改善を行っていること。
 - (2) 令和4年2月分の支給に間に合わない場合は、一時金等により支給すること。
- 7 補助金額 対象看護職員等の給与改善及び当該給与改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費。ただし、経費の上限額は看護職員一人あたり4,660円/月(給与改善額4,000円/月と法定福利費660円/月)。
※ 給与改善額4,000円/月は看護職員の月額収入40万円の1%として定められたもの。
- 8 対応
 - (1) 看護職員を対象として賃金改善を行う。
 - (2) 令和4年2月・3月分については、現計予算で対応する。
 - (3) 令和4年10月以降の処遇改善事業に係る原資は診療報酬で措置されるとともに、その上限額は収入の3%程度(月額12,000円)に引き上げられる。